

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和4年8月8日（月）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

国家公務員の給与の取扱いについて、検討に着手することとされた。

各大臣意見：

○二之湯国家公務員制度担当大臣

- ・ 今回の人事院勧告は、民間給与の実態を反映し、月例給・ボーナスとも引上げ勧告となった。
- ・ 政府としては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重すると  
の基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考える。

○鈴木財務大臣

- ・ 今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、一般会計で約720億円、特別会計で約220億円となり、重複分を差し引いた純計は、約770億円となります。一方で、現在の財政は極めて厳しい状況にあり、職員構成の高齢化等に伴う構造的な人件費の増加を抑制すること等により、総額の増額の抑制に努めなければなりません。
- ・ 財政当局としては、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、今般の勧告の内容は人件費の増加要因となるものであり、その取扱いについては、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○金子総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。
- ・ また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○後藤厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○山際内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- ・ 我が国経済は、ウクライナ情勢等に伴う原材料価格の上昇などのもとでも、持ち直しの動きが続いています。
- ・ 本年の春季労使交渉でも、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させましたが、物価上昇が続く中において、今後とも生産性向上や取引適正化の推進により、賃上げ機運の

拡大を図ることが重要です。

- 国家公務員の給与についても社会一般の情勢に適応させるという人事院勧告の趣旨は、「成長と分配の好循環」の実現に寄与するものと考えています。
- こうした観点を踏まえ、人事院勧告の実施を検討していくことが必要であると考えます。

以 上